

必見

経済上の理由により、労働者に対して
一時的に休業や教育訓練または出向を行い、
雇用維持を図った場合に一部が助成されます。

“雇用調整助成金”では、
新型コロナウイルス感染症の影響に伴い特例が実施されています。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
(1)休業を実施した場合の休業手当、または、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限。（令和2年3月1日現在）	1 / 2	2 / 3
(2)教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり 1,200円	
支給限度日数	1年間で100日間（3年間で150日）	

※申請・受給のために必要な要件や特例の詳細は裏面で解説しています

<雇用調整助成金（特例対象）> Q&A

Q 「雇用調整助成金」はどのような助成金？

A 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等に一部を助成する制度です。

Q 「特例による拡充」で何が変わったの？

A 対象や要件が緩和され以下のように変わりました。

- ・対象 **新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象に⇒全業種**
- ・期間 令和2年1月24日から**令和2年7月23日**の期間に休業等を開始したら適用
- ・要件 ① 休業等計画届の事後提出が可能に（**令和2年5月31日**までに提出すればO.K.）
② 生産指標の確認対象期間を3か月から**1か月に短縮**（前年同期比10%以下）
③ 直近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象に
④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象に

Q 「雇用調整助成金」を受給するにはどうしたらいい？

A 計画届の作成・提出など申請するために必要な手順が定められています。
スムーズに申請・受給するため、事前の確認をお勧めしています。

ご存知の通り、助成金は国から**タダで貰えて返済も不要のお金**です。
ですが、メリットが大きい分、受給達成までには必要なステップが多くあります。

受給できる可能性を高めるために、
専門家としてご支援させていただきます。

ぜひ一度、ご相談ください。

他にも様々な助成金がございます。
貴社に合った助成金をお探しなら、ぜひ専門家へお尋ねください！

【ご注意ください！】記載した内容は、令和2年3月4日現在のものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大や外部環境により変更になる可能性があります。

助成金活用無料相談実施中



社会保険
労務士事務所

フェニックス

TEL : 082-846-6481

FAX : 082-846-6482

広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー5F

URL : <https://sr-phoenix.jp/>